療育手帳の交付（新規・更新）をご希望の方へ

1. **判定の予約が必要です**

療育手帳の交付を受けるためには、判定会等で心理検査等の判定を受ける必要があります。

県内各市町で開催される判定会は予約制のため、下記の予約専用ダイヤルで判定の予約を取ることが必要です。

【巡回判定会の予約方法】

■予約専用ダイヤル　　０８２－４００－９０１０（広島市を除く県内全域同じ番号です）

■予約受付時間　　　　月曜～金曜（祝日を除く）　９時～17時

■対象者　　　　　　　新規交付を希望の方、更新を希望の方

★予約受付時にお伺いすること

・お電話をいただいている方の情報（療育手帳判定を受けようとされる方との続柄等）

・療育手帳判定を受けようとされる方の情報（氏名、生年月日、性別、住所、所属（学校等）等）

・新規の場合：療育手帳取得希望のきっかけ、かかりつけ医、他の障害手帳を持っているか等

・更新の場合：現在お持ちの療育手帳の程度と次回判定年月等

1. **療育手帳交付申請書の提出が必要です**

予約の日まで（もしくは予約当日）に、市町の窓口へ行き、療育手帳交付申請書を出してください。提出をされていないと、判定が受けられません。

持っていくもの

　　●本人の写真　１枚　　たて４センチ×よこ３センチ、上半身、帽子なし

６ヶ月以内に撮影したもの、裏面に名前を記入

●持っている人は、身体障害者手帳の写し

●新規の人は、本人のマイナンバー（個人番号）がわかるものと、詳しくは

身元を確認するもの　　　　　　　　　　　　　　裏面に記載

●更新の人は、（いま持っている）療育手帳

※その後の手続きについては、判定会等でご説明します

問合せ先（お住まいの管轄のこども家庭センター）

広島県西部こども家庭センター　　０８２－２５４－０３８１

広島県東部こども家庭センター　　０８４－９５１－２３４０

広島県北部こども家庭センター　　０８２４－６３－５１８１（代表）